バス停広場使用許可の審査チェックシート

１．秋田市財務規則（第１９６条 「行政財産の使用許可」）関係

バス停広場の使用する用途について、該当するものを各号からお選びください。

1. 当該行政財産を利用する者のために、食堂、売店、理髪所その他の厚生施設を設置するとき。
2. 学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及宣伝その他の公益目的のために行われる講演会、研究会又は運動会等の用※に短期間供するとき。
3. 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等において公用もしくは公共用又は公共的活動の用に供するため特に必要と認めるとき。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。 | 回答欄  （数字を記入） |
|  |

※「公益目的のために行われる講演会、研究会又は運動会等の用」とは、広く社会一般の利益となることを目的とする啓発・広報活動、パネル・写真等の展示、イベント開催、募金活動、署名活動等の活動又は当該活動の案内もしくは案内看板等の設置を指し、飲食店、企業等の宣伝用のチラシの配布、商品の宣伝（チラシの配布を含む。）又は販売、個人的な作品展示又は演奏等はこれに該当しないものであること。

２．バス停広場の目的外使用許可基準 (第２条「審査基準」）関係

(1) 許可申請に係る活動等が、市民の安全かつ快適な

|  |  |
| --- | --- |
| 通行を妨げないものであること。 | 確認欄 |
| はい ・ いいえ |

　(2) 許可申請に係る活動等が、バス停広場を損傷し、

又は汚損するおそれがあるものその他管理上支障が

|  |  |
| --- | --- |
| 生じるおそれがあるものでないこと。 | 確認欄 |
| はい ・ いいえ |

(3) 許可申請に係る活動等が、公序良俗に反し、社会

|  |  |
| --- | --- |
| 通念上不適当なものでないこと。 | 確認欄 |
| はい ・ いいえ |

(4) 許可申請に係る活動等が、バス停広場の壁等に

|  |  |
| --- | --- |
| はり紙を貼り付けるものでないこと。 | 確認欄 |
| はい ・ いいえ |

　(5) 許可申請に係る活動等が、宗教又は特定の宗教的思想信条に基づくものと認められるものでないこと。

　　　この場合において、当該活動等が宗教又は特定の宗教的思想信条に基づくものと認められるか否かは、当該活動等に対する一般市民の宗教的評価、当該活動等を行う者が当該活動等を行うについての意図、目的、宗教的意識の有無および程度、当該活動等の一般市民に与える効果、影響等の観点について総合的に考慮し、客観的に

|  |  |
| --- | --- |
| 判断するものとする。 | 確認欄 |
| はい ・ いいえ |

(6) 許可申請に係る活動等が、特定の政党その他の政治的

団体の政治活動又は選挙運動であると認められるもので

|  |  |
| --- | --- |
| ないこと。 | 確認欄 |
| はい ・ いいえ |

　　　　　年　　月　　日付けで行ったバス停広場の使用許可申請に係る活動は、バス停広場の目的外許可基準第２条各号の基準に反しません。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用許可申請者 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 確認者 | 秋田市都市整備部交通政策課 |